

● クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

○クリーニング業法施行細則（昭和五十六年千葉県規則第七十六号）に関する資料

改正後

改正前

<p>第一条 この規則は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）の施行に関し、クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号。以下「施行令」という。）及びクリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下「施行規則」という。）並びに千葉県クリーニング所の衛生措置に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十一号）及びこれに基づく規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第二条 施行規則第一条の三第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出書は、クリーニング所開設届（別記第一号様式）によるものとする。</p> <p>第三条 施行規則第一条の三第二項の規定による無店舗取次店の営業の届出書は、無店舗取次店営業届（別記第一号様式の二）によるものとする。</p> <p>第四条 施行規則第一条の三第三項の規定による変更及び廃止の届出書は、クリーニング所の変更の届出書にあつてはクリーニング所変更届（別記第二号様式）により、無店舗取次店の変更の届出書にあつては無店舗取次店変更届（別記第二号様式の二）により、クリーニング所の廃止の届出書にあつてはクリーニング所廃止届（別記第三号様式）により、無店舗取次店の廃止の届出書にあつては無店舗取次店廃止届（別記第三号様式の二）によるものとする。</p> <p>第五条の二の規定による確認は、クリーニング所検査確認書（別記第四号様式）を交付して行うものとする。</p> <p>（確認書等の掲示）</p> <p>第三条 クリーニング業の営業者は、前条第四項の規定により交付されたクリーニング所検査確認書又は検査確認を受けたことを証する書類をクリーニング所内の客の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。</p> <p>（承継届）</p> <p>第四条 施行規則第二条の二第一項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（譲渡）（別記第四号様式の二）によるものとする。</p> <p>第五条の三第一項の規定による相続による営業者の地位の承継の</p>	<p>第一条 この規則は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）の施行に関し、クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号。以下「施行令」という。）及びクリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下「施行規則」という。）並びに千葉県クリーニング所の衛生措置に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十一号）及びこれに基づく規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第二条 施行規則第一条の三第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出書は、クリーニング所開設届（別記第一号様式）によるものとする。</p> <p>第三条 施行規則第一条の三第二項の規定による無店舗取次店の営業の届出書は、無店舗取次店営業届（別記第一号様式の二）によるものとする。</p> <p>第四条 施行規則第一条の三第三項の規定による変更及び廃止の届出書は、クリーニング所の変更の届出書にあつてはクリーニング所変更届（別記第二号様式）により、無店舗取次店の変更の届出書にあつては無店舗取次店変更届（別記第二号様式の二）により、クリーニング所の廃止の届出書にあつてはクリーニング所廃止届（別記第三号様式）により、無店舗取次店の廃止の届出書にあつては無店舗取次店廃止届（別記第三号様式の二）によるものとする。</p> <p>第五条の二の規定による確認は、クリーニング所検査確認書（別記第四号様式）を交付して行うものとする。</p> <p>（確認書等の掲示）</p> <p>第三条 クリーニング業の営業者は、前条第四項の規定により交付されたクリーニング所検査確認書又は検査確認を受けたことを証する書類をクリーニング所内の客の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。</p> <p>（承継届）</p> <p>第四条 施行規則第二条の二第一項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（譲渡）（別記第四号様式の二）によるものとする。</p> <p>第五条の三第一項の規定による相続による営業者の地位の承継の</p>
---	---

届出書は、クリーニング業営業承継届出書（相続）（別記第四号様式の三）によるものとする。

3 施行規則第二条の四第一項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（合併）（別記第四号様式の四）によるものとする。

4 施行規則第二条の五第一項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（分割）（別記第四号様式の五）によるものとする。

（試験の公告）

第五条 法第七条第一項の規定により知事が行うクリーニング師の試験（以下「クリーニング師試験」という。）の日時、場所、願書提出期限その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、千葉県報に公告するものとする。

（受験手続）

第六条 施行規則第三条に規定するクリーニング師試験受験願書は、別記第五号様式のとおりとし、法第七条第三項の規定に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（試験委員）

第七条 クリーニング師試験の実施に関する事務を行わせるため、クリーニング師試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員は、その都度知事が任命し、又は委嘱する。

（不正受験者に対する措置）

第八条 知事は、クリーニング師試験の受験者がある試験に関し、不正の行為をしたと認めるときは、その者の受験を停止し、若しくはその試験を無効とし、又は合格を取り消すことがある。

（免許申請書）

第九条 施行規則第四条に規定するクリーニング師の免許の申請書は、クリーニング師免許申請書（別記第六号様式）によるものとする。

（免許証再交付申請書）

第十条 施行規則第六条第一項の規定によるクリーニング師の免許証の再交付の申請は、クリーニング師免許証再交付申請書（別記第七号様式）によるなければならない。

（免許証訂正申請書）

第十一条 施行規則**第八条第一項**の規定によるクリーニング師の免許証の訂正の申請は、クリーニング師免許証訂正申請書（別記第八号様式）によるなければならない。

届出書は、クリーニング業営業承継届出書（相続）（別記第四号様式の三）によるものとする。

3 施行規則第二条の四第一項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（合併）（別記第四号様式の四）によるものとする。

4 施行規則第二条の五第一項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（分割）（別記第四号様式の五）によるものとする。

（試験の公告）

第五条 法第七条第一項の規定により知事が行うクリーニング師の試験（以下「クリーニング師試験」という。）の日時、場所、願書提出期限その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、千葉県報に公告するものとする。

（受験手続）

第六条 施行規則第三条に規定するクリーニング師試験受験願書は、別記第五号様式のとおりとし、法第七条第三項の規定に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（試験委員）

第七条 クリーニング師試験の実施に関する事務を行わせるため、クリーニング師試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員は、その都度知事が任命し、又は委嘱する。

（不正受験者に対する措置）

第八条 知事は、クリーニング師試験の受験者がある試験に関し、不正の行為をしたと認めるときは、その者の受験を停止し、若しくはその試験を無効とし、又は合格を取り消すことがある。

（免許申請書）

第九条 施行規則第四条に規定するクリーニング師の免許の申請書は、クリーニング師免許申請書（別記第六号様式）によるものとする。

（免許証再交付申請書）

第十条 施行規則第六条第一項の規定によるクリーニング師の免許証の再交付の申請は、クリーニング師免許証再交付申請書（別記第七号様式）によるなければならない。

（免許証訂正申請書）

第十一条 施行規則**第八条**の規定によるクリーニング師の免許証の訂正の申請は、クリーニング師免許証訂正申請書（別記第八号様式）によるなければならない。

<p>(登録抹消申請書)</p> <p>第十二条 施行規則第十条第一項に規定する登録の抹消の申請は、クリーニング師登録抹消申請書（別記第九号様式）によらなければならない。</p> <p>(返納届)</p> <p>第十三条 施行規則第十条第二項に規定する免許証の返納は、クリーニング師免許証返納届（別記第十号様式）によらなければならない。</p> <p>(研修及び講習の指定の公告)</p> <p>第十四条 知事は、法第八条の二第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた研修の開催の期日及び場所並びに当該指定をした日その他研修に関し必要な事項を千葉県報に公告するものとする。</p> <p>2 知事は、法第八条の三の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた講習の開催の期日及び場所並びに当該指定をした日その他講習に関し必要な事項を千葉県報に公告するものとする。</p>	<p>(登録抹消申請書)</p> <p>第十二条 施行規則第十条第一項に規定する登録の抹消の申請は、クリーニング師登録抹消申請書（別記第九号様式）によらなければならない。</p> <p>(返納届)</p> <p>第十三条 施行規則第十条第二項に規定する免許証の返納は、クリーニング師免許証返納届（別記第十号様式）によらなければならない。</p> <p>(研修及び講習の指定の公告)</p> <p>第十四条 知事は、法第八条の二第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた研修の開催の期日及び場所並びに当該指定をした日その他研修に関し必要な事項を千葉県報に公告するものとする。</p> <p>2 知事は、法第八条の三の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた講習の開催の期日及び場所並びに当該指定をした日その他講習に関し必要な事項を千葉県報に公告するものとする。</p>
--	--

(改正後)

第五号様式（第六条）

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 (電話)  
ふりがな  
氏 名

年 月 日生

性 別 男 ・ 女

個人番号

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により、別紙のとおり関係書類及び手数料を添えてお願いします。

(改正前)

第五号様式（第六条）

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍  
住 所 (電話)  
ふりがな  
氏 名

年 月 日生

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により、別紙のとおり関係書類及び手数料を添えてお願いします。

(改正後)

第六号様式（第九条）

クリーニング師免許申請書

千葉県知事

様

本 籍

住 所

ふりがな

氏 名

年 月 日生

性 別

男 ・ 女

個人番号

次のとおりクリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 年 月 都道府県知事施行クリーニング師試験合格
- 2 業務を行おうとする場所

添付書類 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）

(改正前)

第六号様式（第九条）

クリーニング師免許申請書

千葉県知事

様

本 籍

住 所

ふりがな

氏 名

年 月 日生

次のとおりクリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 年 月 都道府県知事施行クリーニング師試験合格
- 2 業務を行おうとする場所

添付書類 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）

(改正後)

第七号様式（第十条）

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍  
住 所  
氏 名  
年 月 日生  
性 別 男 ・ 女  
個人番号

次のとおりクリーニング師免許証を亡失（滅失・破損・汚損）したのでクリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、免許証の再交付を申請します。

再交付の理由

登録番号及び登録年月日 第 号 年 月 日

添付書類 破損し、又は汚損した場合は、破損し、又は汚損した免許証

(改正前)

第七号様式（第十条）

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍  
住 所  
氏 名  
年 月 日生

次のとおりクリーニング師免許証を亡失（滅失・破損・汚損）したのでクリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、免許証の再交付を申請します。

再交付の理由

登録番号及び登録年月日 第 号 年 月 日

添付書類 破損し、又は汚損した場合は、破損し、又は汚損した免許証

(改正後)

第八号様式（第十一条）

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日 生

性 別 男 ・ 女

個人番号

クリーニング業法施行規則第8条第1項の規定により、関係書類を添えてクリーニング師免許証の訂正を申請します。

1 旧本籍地

旧氏名

2 訂正事項

添付書類

1 クリーニング師免許証

2 戸籍謄本又は抄本

(改正前)

第八号様式（第十一条）

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日 生

クリーニング業法施行規則第8条の規定により、関係書類を添えてクリーニング師免許証の訂正を申請します。

1 旧本籍地

旧氏名

2 訂正事項

添付書類

1 クリーニング師免許証

2 戸籍謄本又は抄本